

から、諸税課特別徴収担当  
（中央区南1東2大通バスセ  
ンタービル2号館1階）に変  
わります。

※個人の住民税申告などは今  
まで通り区役所の課税課市民  
税係が担当。

△軽自動車税の申告▽

軽自動車税は、毎年4月1  
日（賦課期日）現在、軽自動  
車などを所有している人に課  
税されます。軽自動車などを  
取得した場合は15日以内に、  
軽自動車などの廃車・売却や  
転居した場合は、30日以内に  
申告をしてください。

なお、札幌地区軽自動車協  
会と札幌運輸支局は3月中旬  
以降混雑しますので、お早め  
に手続きをお願いします。

**申告先** 原動機付自転車Ⅱ区役  
所課税課、市指定の原動機付  
自転車標識取扱所。小型特殊  
自動車Ⅱ区役所課税課。軽自  
動車Ⅱ札幌地区軽自動車協会  
（北区新川5の20）。二輪の小

3月は滞納整理  
強化月間です

納め忘れの市税は  
ありませんか？  
今一度お確かめの上、  
年度内に納めましょう

型自動車Ⅱ札幌運輸支局（東  
区北28東1）。

【詳細】区役所（1階）の課税  
課

△固定資産価格などの縦覧▽  
納税者の方は、自分の資産  
の課税台帳を無料で閲覧でき  
るほか、縦覧帳簿により、そ  
の価格が適正かどうか、他の  
資産と比較することができま  
す。

また、借地借家人の方も、  
借りている対象資産（家屋の  
場合はその敷地も含む）の課  
税台帳を閲覧し、固定資産税  
額を確認できます。この場合、  
賃貸借契約書などで借地借家

人であることを確認します。  
費用は土地一筆、家屋一棟、  
区分所有家屋の場合、専有部  
分一個ごとに400円です。

【縦覧期間】4月3日（月）～5月1  
日（月）。

縦覧場所 資産の所在する区の  
区役所課税課。

縦覧できる方 固定資産税の納  
税者（個人の場合は家族、法  
人の場合は事業担当者も可）、  
委任を受けた方、納税管理人  
本人確認できるものを持参。

【詳細】資産の所在する区の区  
役所（1階）の課税課

△区役所一斉「納税ウィーク  
リー窓口」開設▽

すべての区役所の納税課で、  
「夜間・休日納税相談窓口」  
を一週間連続して開設します。

平日の日に来庁できない方  
はぜひご利用ください。

【日時】3月6日（月）～10日（金）の午  
後8時まで。3月11日（土）・12  
日（日）午前9時～午後4時。  
※この期間以外にも夜間・休

日相談を行っている場合があ  
りますので、お住まいの区の  
区役所納税課へお問い合わせ  
ください。

【詳細】区役所（1階）の納税課



建築家セミナー



建築家が「北海道のすま  
い」について語ります。

【日時】3月24日（金）午後6時～7  
時30分。

会場 札幌スタイル・デザイン  
ギャラリー（中央区南1西1  
丸井今井札幌南館5階）。

定員50人。

申込☎、FAX、E。上欄必要事  
項を記入し、3月13日（月）から

産業企画課（FAX（218）513  
0、E sapporo-style@city.  
sapporo.jp）へ。（先着）

【詳細】産業企画課☎（211）23  
72

商店街などに対する  
支援制度説明会

平成18年度の商店街、小売  
市場などに対する支援制度の  
説明会を開催します。

【日時】3月24日（金）午後1時30分  
～3時。

会場 市役所12階会議室。

対象 商店街、小売市場などの  
団体の役員、事務局員など。

申込☎、FAX。団体名、代表者  
名、住所、電話番号、参加人  
数を記入し、3月22日（水）まで

に産業振興課（FAX（218）513  
0）へ。

【詳細】産業振興課☎（211）23  
52

広告欄

福 祉 社 保 険 ・ 年 金 税 金 ビ ジ ネ ス